

緊急事態における宮崎県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について（例規  
通達）

令和3年8月31日

例規第28号

この要綱は、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一  
体的な措置を緊急に講じる必要がある事態に対処するための宮崎県警察における対策本部等  
の設置及び運用に関して必要な事項を定めたものである。